

区市町村への商店街施策アンケート結果について

2012年3月26日

日本共産党東京都議会議員団

調査目的

都内区市町村にたいして、都の商店街振興施策について、その改善要望を中心に把握するとともに、買い物弱者問題、後継者問題、大型店問題などでどのような取り組みを進めているのかを把握し、都の商業振興施策の課題を明らかにする。

調査対象と回答

島しょ地域をのぞく都内の53区市町村を対象にして、全区市町村から回答を得た

調査期間

2012年1月末～2012年2月初

結果概要

商店街支援事業への要望では、「要件の緩和、補助対象・補助率の拡大」が13自治体（25%）、年度当初だけに限られる「申請時期の改善」が6自治体（11%）でした。

買い物弱者支援については、財政面の補助を20自治体（38%）が要望、そのうち7自治体（13%）が複数年の継続支援を要望しています。

商店街の後継者不足問題では、最も取り組まれているものは「講座の開設」で、12自治体（23%）です。その他は、家賃助成、店舗改修費助成、専門家の派遣などさまざま取り組み行われています。

街路灯のLED化については、11自治体（21%）がLEDランプ街路灯新設にたいして補助する事業が2013年度に終了することになっていることについて事業の延長、拡充を求めています。LEDランプへの交換についても7自治体から要件緩和、支援の拡充を求めています。

2001年3月に策定した都の「商店街振興プラン」に基づき、各区市町村が作成した商店街振興プランについて、その後改定したのは14自治体（33%）にすぎず、24自治体（57%）では改定作業がすすんでいません。改定にあたって、区市町村からは10自治体（19%）が税制支援を求めています。

作成した商店街振興プランの推進には、財政支援、支援のしくみの拡充を15自治体（28%）、新規事業を6自治体が要望しています。

全体として、「都と区市がもっと連携すれば活性化につながるができるはずなので、もっと密になって話し合いをし、商店街活性化に頑張りたい」など、都にたいして情報提供、先進例の紹介、調査結果の情報交換などの要望が出ています。

区市町村への商店街施策アンケート結果

2012年3月26日

日本共産党東京都議会議員団

(1-1) 都の「商店街振興プラン」(2001年3月策定)に基づき商店街振興プランを作成したか。及び、その後の改定状況について

商店街振興プランを作成			未作成
42			11
その後改定	改定を検討中	改定していない	
14	4	24	

(1-2) プランの作成・改定にあたっての都への要望について

財政支援・・・10区市町

プラン改定をこれまで検討してきたが、事前に商店主及び消費者等を対象に商店街の実態調査を実施して商店街の現状を分析する必要があり、経費面で区単独での事業実施は難しく、プラン改定を先送りしてきている。ぜひとも都の財政補助をお願いしたい。プランの作成及び改正には、コンサル委託や調査委託など経費が必要になってくるなど、専門家等への委託料、成果物作成費用への支援を求めている。

アドバイスが欲しい・・・3区市町

策定委員として、参画をしていただき、アドバイス等をいただきたい。プラン策定にあたってのアドバイザーの派遣や研究・研修活動。商店街の規模に合わせたアドバイス

情報提供が欲しい・・・7区市町

都内の各市町村の数値的データを充実させていただきたい。都内を含め、全国の先進的な取り組みの事例を提供していただきたい。商店街実態調査などの業者についても情報提供いただきたい。

都との協議をできる仕組みがほしい・・・1市

商店街振興プラン作成等にあたっては、都と事前協議できる仕組みづくり

都のプランの検証データがほしい等・・・2市

東京都「21世紀商店街づくり振興プラン」8つの戦略ごとの施策と実施後の検証データ等についての情報提供、改定を含めた新たな道筋を示してほしい。

その他

商店街として駐車場の確保は難しい状況があるので、市内での自転車の利便性を高める必要があると考えている。ただし、このことによる自転車の増加問題も考えられることから、自転車の安全な走行環境の整備とレンタサイクル等の導入費への支援等を要望します。

(1 - 3) 作成した商店街振興プランの推進するための都への要望について

財政支援・・・7区市

商店街振興プランに掲げる各施策に対す財政支援、当市活性化メニューに沿った事業に対して、補助制度などの支援事業を充実させて欲しいなど。

支援のしくみの拡充・・・8区市

区が商店街に対して行う支援に対する支援。具体的に例示されているものとしては、空き店舗への改築工事、外部の人材が商店街においてコミュニティビジネスを実施する際の補助、町会・子ども会等の地域団体との共同事業への補助、商店街存続のため、個店での雇用の確保や労働者の就業支援、商店街の活性化につながる通りの歩行環境の改善（電線化中化や都道拡幅）

新元気を出せ！商店街支援事業の拡充等・・・2区市

商店街以外の団体（町会・NPO等）との共催による事業への新・元気を出せ！商店街事業費補助金の交付などの拡充。

勉強会、説明会を実施してほしい・・・6区市

産業労働局以外の部局からの情報提供や商業振興に対する理解が不足していると思われるので、プランの策定だけではなく、他の部局への商業振興事業に関する理解を促したり、調整機能を担っていただきたい。東京都商店街振興事業の説明会や他区市町の情報交換会を行って欲しい。研修会や講演会等の開催。

情報提供の改善など・・・4市町

他市の状況を取りまとめたデータ、都の支援計画についての早めの情報提供、空き店舗情報をリアルタイムで更新しインターネット上でデータを公開するなどの継続的な取組みや、安全・安心やコミュニティなど、公共的課題の解決に向けた研究活動や事業をしていただきたい。

(2) 都の商店街事業への要望について

申請時期など改善・・・6自治体

「新元気を出せ！商店街事業費補助金交付申請」の区から都への申請にあたり、申

請時期が年度当初の 4 月に限られている。このため、商店街からの年度途中での事業申請など、柔軟な対応が難しい。年度上半期、下半期など複数時期の申請が可能になるようにしていただきたい。新・元気を出せ商店街事業の「空き店舗対策」事業については、空き店舗の性質上、最長 1 年先の契約交渉が難しく、4/1 申請のみでなく、年度途中での対応をしていただきたい。12 月の商店街振興連絡会の開催時期を早めて、新規事業や変更内容等の情報を早く提供していただきたい。区での定数確定や予算要求終了後の情報提供では、次年度の実施が難しい。新規事業等に関する情報提供をもっと頻繁にやってほしい。都と区市がもっと連携すれば活性化につながることはできるはずなので、もっと密になって話し合いをし、商店街活性化に頑張りたい。都の実務担当者が直接商店街と意見交換を行い商店街の現状を把握してもらいたい。

要件の緩和、補助対象・補助率の拡大など・・・13 自治体

商店街街路灯撤去に関する事業の柔軟化。現在は、特例としてのみ認められている。今後増加すると考えている。

補助対象経費を拡大してほしい。補助対象支出科目を拡充してほしい。新元気を出せ事業」は活用が多いので、拡充を要望する。イベント事業における 2 事業目以降にたいす補助、街路灯移設に対する補助など。新元気を出せ事業について、商店会以外の団体（町会や自治会等）との共催も補助対象としてほしい。新元気を出せ事業について、事業対象になるもの、ならないものについて、ガイドラインを作成してほしい。悪天候によりイベントを実施できなかった場合の配慮をしてほしい。商店会でなくても商店のあつまりが申請した場合に利用できるようにしてほしい。

「新元気を出せ」の都負担 1/3 を 1/2 にしていただきたい。市財政も厳しいので補助率を改善してほしい。商店街活性化策は複数年継続して実施することで効果が現われることから、新・元気を出せについて、期限付きも含め複数年にわたる助成制度にしてほしい。商店会の拡充補助金について、代金支払い前に補助が受けられるようにしてほしい。

申請手続きの簡素化・・・3 自治体

商店会役員の高齢化もあり、書類作成の煩わしさから補助金申請が年々減少傾向にある。補助金申請書類・添付書類等の簡素化を。実績報告時に提出する必要添付書類の簡素化。

新規事業の提案など・・・6 自治体

中小企業診断士を無料で派遣してくれる仕組みをつくってほしい。

広い事業に利用できる補助事業を新設してほしい。

活力が低下している商店会、資産が少ない商店会への支援メニューを新設してほしい。

新規商店会設立への支援事業を新設してほしい。

「空き店舗情報提供システム」を不動産業界とタイアップして構築し、各市区町村や事業に提供してほしい。

地域ブランド開発につながる事業への支援をしてほしい。

(3) 買物弱者への支援での要望

買物弱者支援事業の財政面での補助を・・・20区市町(内7区市は複数年、継続支援)

事業の採算面を考えると単年度補助では事業継続が難しい状況にある。複数年での財政支援をお願いしたい。商店街が実施する宅配事業、移動販売車の運営等のソフト事業や商店街での安心・安全な買い物を促進するための買い物環境整備等のハード事業について、区単独では、商店街へ十分な支援を行うことが難しいため、事業プラン策定から実施における商店街への事業実施における資金面での補助支援を考えていただきたい。事業実施する商店街に対して、イニシャル・コストだけでなく、ランニング・コストも一定期間補助することを検討したい。運営費についても補助する仕組みがあればよい。人件費への補助(おもに宅配事業における宅配員や事務員など)システム構築から実施までへの複数年にわたる助成制度を創設して欲しい。

商店会組織やNPO法人等が買い物弱者支援として事業を開始した場合、高齢者及び障がい者への配送料について継続的な補助をしていただきたい。空き店舗を利用したコミュニティの場づくりを商店街が計画した場合、借り上げ費用の補助率をアップできないか。商店街における買い物弱者への支援として宅配サービスなどが考えられるが、場所の確保及び人の確保に要する経費が必要になります。一時的な補助事業として実施することは可能であるが、補助事業終了後に、商店街(商店会)が独自に宅配事業を継続することは不可能であると考える。福祉(高齢者福祉等)分野との連携による高齢者の見守りの要素も取り入れた「(仮称)お買物サポーター(元気高齢者ボランティア)」等、マンパワーを活用した仕組みづくりを検討していただきたい。

都のモデル事業についての要望・・・2自治体

東京都の平成24年新規事業の「買物弱者支援モデル事業」は単年度ではなく、複数年での支援事業としていただきたい。対象経費として人件費も認めていただきたい。

平成24年度よりモデル事業への補助を実施することになっておりますが、買い物弱者は今後さらに増加いくと思われるため、単年度で終わらないよう要望します。

事業プラン策定の専門家の派遣・・・3自治体

商店街が実施する宅配事業、移動販売車の運営等のソフト事業や商店街での安心・安全な買い物を促進するための買い物環境整備等のハード事業について、区単独では、商店街へ十分な支援を行うことが難しいため、事業プラン策定から実施における商店街への専門家の派遣や事業実施における資金面での補助支援を考えていただきたい。

現在、調布市市街地における商店街の多くは、旧甲州街道（都道）に面しているが、旧甲州街道は、通行量に対して歩道が狭く、街路灯、電柱が乱立し、歩行環境を悪化させている。高齢者や小さな子どもを抱えたお子様が安全、安心して商店街を利用するため、及び商店街の活性化のためにも、旧甲州街道の歩行環境の改善（電線地中化や都道拡幅）の実施にむけた検討をお願いしたい。

地方自治体の取組に対する人的支援。

成功例、調査結果などの情報提供・・・7自治体

都内での買い物弱者支援の成功例等情報収集、目新しい取り組み等の情報提供をして欲しい。（4自治体）

買い物弱者といわれる方たちの「消費行動調査」「買物趣向調査」といった調査を実施し、データ提供をして欲しい。

買い物弱者に対する支援を行うにあたり、調査等を実施する際は、随時情報提供をお願いしたい。

宅配及び移動販売等の実態の照会。

手続きの迅速な情報提供を・・・2自治体

買い物弱者への支援に係る補助金が産業労働局商工部地域産業振興課から提案されたが、予算作成時期が終わったタイミングで示されたため、商店会への周知そのものが困難となった。難しいとは思いますが、情報提供を多少早めにしていただきたい。（2自治体）

担当部署から平成24年度予算編成が終わった後の12月中旬に新たな「買い物弱者支援」の補助制度を創設するという説明があった。区市町村の負担が前提とした制度創設にあたって、あまりにも唐突すぎると感じます。

充実した支援制度を・・・2自治体

買い物弱者については、今後ますますクローズアップされるであろう社会的問題として認識しており、本市としても前向きに対応していく必要があると考えています。そうした中で都へは、商業振興の視点から充実した支援制度の確立をお願いしたい。

高齢者（子育て）支援、NPO、町内会など、他部署、他機関と連携し、ニーズにあ

った支援策。

(4) 商店街の後継者不足問題への取組について

設備変更等に要する経費の一部を助成・・・3区

経営基盤を強化するための設備変更等に要する経費の一部を助成、区内商店街の空き店舗を活用して、商店街の活性化及び地域への貢献に結びつく事業を始める方に、事業開始に要する経費の一部を補助する、高齢化等によりお店を続けられない商店に新たな出店者を誘致するため貸し手に対する空き店舗の自宅と店舗遊離改修費用の助成。

家賃助成・・・3区

空き店舗に出店を希望する事業主に対する家賃補助、空き店舗を活用して新規でお店を出す借り手に対し、店舗改修、販促・家賃補助、空き店舗への出店希望者と商店会とのマッチングを推進して店舗賃借料の一部助成や出店設備資金を融資するなど。

専門家などの派遣・・・6区市

商店会サポート制度：専門知識を持った専門家が、各商店街等に出向き、商店街活性化に向けたアドバイス、情報提供、区支援事業とのコーディネートなどをサポートする。

商店会活動への経費支援・・・1区

ニーズにあった事業展開をしていくための、商店会の自主的な活動に要する経費の一部を補助する。

相談窓口の設置・・・4区市

事業継承・経営改革を目指す事業者に対し、情報提供、経営相談等を行う。

講座の開設・・・12区市

若手後継者を対象としたセミナーを実施、「青年部」「女性部」の視察や勉強会などの費用の一部を助成している。【立川市】

「後継者育成事業」・建設業（特に大工等）の後継者を育成し、技術及び知識の向上を図るため、地元建設組合と協力し、講習会を実施。修了者に対して修了証書を発行している。

区としてプランを策定・・・5区市

上記の商業活性化すみだプログラム推進事業で実施。今後の取組としては、区の商業・産業施策計画をまとめた総合振興マスタープランを平成24年度末に策定予定。

24年度 事業承継アンケートの実施・支援メニューの検討、平成25年度～事業承継支援策の実施。

(今後実施を検討している)・商店街空き店舗活用事業 商店街活性化の起爆剤となり、地域と商店街を結びつける個性ある個店の進出を促すための補助制度の導入。商店会加入促進事業 商店会員対象の融資利子補助。都への要望 = 地域の要望と人材をマッチングさせるような中間組織の設立。

商店会と連携した「街コン」を現在企画開催予定。

その他

現経営者での事業継続を支えるため、商店街に対して、都の新・元気出せ商店街事業支援や市独自のがんばれ商店街事業で支えている。

東京都への要望としては、東京都中小企業振興公社が行っている「進め！若手商人育成事業」等各種セミナーの継続実施をお願いしたい。

(5) 省エネ、再生エネルギーの導入・推進、リサイクル事業などに向けての都への要望 環境対応型商店街活性化事業の延長、拡充を求める声・・・11自治体

LEDランプ街路灯新設を補助する「環境対応型商店街活性化事業」は25年度で終了することになっています。当区では、その旨を商店街に周知して希望する商店街は25年度までに申請するように幾度となく話していますが、事業終了後に希望する商店街が出てくると思われますので期間を延長していただきたいです。(10自治体)

特定施策推進型商店街事業の要件緩和を・・・3自治体

特定施策推進型商店街事業について、現在は街路灯のLEDランプへの交換は、補助対象を設置後10年を経過したものに限定されているが、年数の緩和を希望する。

土地所有者の承諾書をもらう等で商店会に負担がかかり、申請しづらいとの声が多い。

希望する団体が増えており、継続実施をお願いする。

LED化への手厚い支援を・・・4自治体

街路灯の建替えにあたりランプをLED化する場合は、環境対応型商店街補助金の補助スキームを変えて、ランプのLED化の経費については5分の1負担にし、ポールの建替え経費については3分の1負担にし、かつ現在の条件を新・元気の活性化並みに緩和することを要望する。

商店街の街路灯のLED化等についてもう少し手厚い支援があればと考えます。

商店街の街路灯等を単価の高いLEDに変えていくには、財源が不足しているため、商店会の負担が少なくLEDへ変更することが可能となるよう更なる支援を要望します。一度補助金を活用して設置していると、耐用年数経過するまで次の補助金を利用できないため、活用したタイミングによって、エネルギー対策機器の導入が遅れる(できない)

ケースがある。全面建て替え等でない場合については、一律耐用年数ではなく、社会情勢や、機器の開発状況、商店街の状況などによっては柔軟な対応をして欲しい。

LED化実施自治体の実施状況の情報提供を・・・3自治体

他自治体の状況、実施による成果を情報提供いただけるとありがたい。

東京都で、推奨できるLED照明の電球を数種類紹介して欲しい。

LED以外にも商店街が取り組める新たなエネルギー温存の提案や情報などがあれば早めに情報提供をお願いしたい。

ハードとソフトでの省エネ化の取り組みへの財政支援・・・6自治体

売電を前提とした発電・蓄電設備の設置に係る補助および都道設置に係る速やかな道路占用許可。

墨田区商店街連合会が発行している「すみだぼいんと」に温室効果ガスの削減に向けた実践行動のきっかけにしてもらうため、「すみだエコポイント」を付与する取組みを連携実施している。商店街の実施する省エネルギーの利用拡大事業として、事業経費の補助や事業PR等の支援を考えていただきたい。

市内商店街では複数の商店街と商工会議所、金融機関等が連携して、「プログラム型排出削減事業」や「カーボンオフセットキャンペーン事業」に取り組んでいるが、このような取組みがさらに各商店街に広がるような支援。

現在、調布市では「事業所資源ごみ回収事業」を実施している。事業所、商店会から排出される資源ごみを業者に回収してもらいリサイクルの推進につとめている。この際に商店会で資源ごみをストックする場所、設備に係る経費が掛かる。そのため、リサイクル事業に取り組んでいる商店会に対して、幅広く利用できる補助メニューを拡充していただきたい。

商店街が省エネルギーやリサイクル等のイベントを実施した場合に対する追加補助(補助回数制限緩和や補助率アップ等)

資金的な援助。

(6) 大型店出店にあたっての取組でいること

独自の条例等をつくっている・・・25自治体

新宿区・大規模特定業務施設及び深夜営業特定業務施設の新設・変更の届出、説明会の開催、近隣関係者等からの意見の聴取等に関すること。

文京区・中規模小売店舗の出店に関する規制

墨田区・商業活性化すみだプログラム推進事業(消費者ニーズの変化や大型店・新業態

店の進出等により、区内の商業環境は大きく変化をしている。また、区内商店・商店街は、後継者不足や転廃業などにより、厳しい経営状況にあることから、都市型観光や新たなまちづくりに対応した商業の展開を実施し、区内商業の活性化を図る。具体的には、押上・業平橋周辺と吾妻橋、錦糸町、曳舟の各地区を結んだ回遊ルートの整備計画や商業集積（誘導）方策を作成する。

江東区・江東区地域経済活性化基本条例で、事業者との共存及び共栄が地域社会の発展に不可欠であることを理解し、事業の振興に協力するとともに、地域経済の活性化に努めるものと定めている。また、江東区大規模小売店舗等の立地に関する連絡調整会議設置要綱により、連絡調整会議を実施し周辺環境への意見を集約し、指導を行っている

品川区・商店街との関係性ではなく、近隣住民の生活環境への配慮から区内に特定商業施設の出店がある場合、営業面積500㎡（深夜営業の場合は300㎡）を超える店舗の出店の届出受付を実施。

目黒区・店舗面積が500㎡以上1,000㎡未満の商業施設の出店に際して、要綱に基づき区に届出すると共に地元説明会を開催する。（目黒区特定商業施設の出店に伴う生活環境との調和のための環境）。上記要綱に基づく届出内容を区商連、東商目黒支部に情報提供する。

大田区・大店法にかからない500～1000㎡未満の出店に際しては「大田区大規模小売店舗の出店に伴う生活環境保全のための要綱」で対応している。また、大型店出店に際しての情報は商店街連合会に情報提供を行なうとともに、影響が予想される商店街に対しても個別情報の提供を行なっている。

渋谷区・渋谷区特定商業施設立地調整に関する条例：深夜営業や大規模な商業施設の出店が周辺の地域の生活環境や商業環境にいちじるしい影響を与えないようにするために定めた。（添付：出店手続要領）

杉並区・「杉並区特定商業施設の出店及び営業に伴う住宅地に係る環境の調整に関する条例」に基づいて対応

豊島区・平成18年3月に豊島区商工振興条例を制定し、努力義務ではあるが、商店街における事業者（大規模店、スーパー、コンビニ等）の商店会への加入と商店街活動への協力を明記している。

北区・平成18年に「東京都北区商店街の活性化に関する条例」を策定した。条例の中で、区内に出店する大型店は、商店会や商店街連合会等と相互に協力し、共存共栄による活性化に努めることを明記している。

荒川区・産業振興条例で、区の産業振興施策への積極的な協力・商店会への加入・商店

会の事業への協力を規定している。区の要綱で、500㎡以上の大型店の出店を計画する事業者について、事前の届出。住民説明会の開催・商店街を含む地域関係者会議の開催・区との協議等を行うこと等を規定している。

練馬区・大規模、中規模店舗の立地調整：開業事業者の実施計画の届けがあった場合、検討委員会を設置し、事前協議必要事項の確認を行う。大型店の場合は必要に応じて対策会議を開催し、設置予定者からの説明、区民・関係団体からの意見書関係行政機関からの意見聴取等のうえ改善是正が必要と判断した場合は、区の意見をまとめて都に提出する。

足立区・特に事業とはしていないが、大型店出店の際には、東京都への届出後、法定住民説明会前に関係所管を招集して町内での説明会を開催している。また、大型店には近隣商店街に対し、事前に情報提供するよう促している。なお、周辺地域の環境にもよるが、商店街理事長・会長とともに大型店に対して近隣商店街への加入をお願いするところもある。

葛飾区・地域商店街イメージアップ支援事業（平成18年度から）：大規模小売店（店舗面積20,000㎡以上）が出店地域の商店街が行うイメージアップのための活性化事業は、区の補助率を1/3から1/2に引き上げる（出店する年度を含め4年間）。大型店（店舗面積500㎡以上）出店にあたり、周辺環境を良好に保持できるよう駐車場附置、騒音、廃棄物処理などの指導基準を要綱で定め、出店者に指導している。

八王子市・事前の打ち合わせ・大規模小売店舗立地に関する届出・特定商業施設に関する届出等

立川市・「立川駅周辺まちづくり事業」まちの発展に向けた研究活動などの事業。平成23年度は、大規模小売店舗の出店にあたって、出店による環境や交通問題、市内商店街への影響や共存共栄のまちづくり戦略の策定などの取組みについて、商工会議所を中心に商店街や市と連携して取り組む。

三鷹市・大型店進出対策事業資金融資あっせん～大型店の出店地から1km以内の同業種の小売業を営んでいる事業者に対する事業融資のあっせん（利子補給）

府中市・市内商業活動の活性化のため、近隣商店と協力して事業を展開していただけるよう、商工会議所を通し、近隣商店会への加盟推進をお願いしている。

小金井市・大型店に対して、近隣商店街や商工会と協力して事業を展開するよう要望。商店街に対しては特に取組を行っていない。

日野市・具体的な事業としては行っていないが、周辺商店会から大型店の出店に際して考えられる影響や今後の商店会の取組等について意見収集を行っている。

東村山市・開発行為による事前協議で、必要な事項は商工会に協議を委ねる。大店法に基づく協議（交通協議など）

東久留米市・市独自の融資制度（中小企業資金融資・大規模小売店舗出店用運転資金：大規模小売店舗出店用設備資金・商店街振興資金）

武蔵村山市・武蔵村山市商工会大型店対策事業費補助金（商工会が実施している「まいど～宅配」事業は出張相談・リフォーム等をおこなうことで消費者の良き相談相手となり、大型店等には出来ないキメ細やかなサービスを目的にしている。また、宅配用の自転車、送迎用自転車を設置し、既存宅配事業の更なるPRとサービスを充実させることでコミュニティづくりや福祉の一助、そして商業振興、地域活性化に寄与している。

多摩市・大規模小売店舗立地法検討会（市内部の関係する所管の意見を集約し大型店出店に際し意見する。）

（7）大型店との共存共栄で商店街から評価されている取組について・・・14区市連携イベントの実施など

品川区・区内大型店（イトーヨーカドー、イオン）の催事スペースで区内商店の商品を販売する共同事業を実施。大型店からは商品の幅拡大、商店街の店舗からは認知度アップ、消費者からは区内の様々な商品を知ることが出来るということで評価されている。

足立区・イルミネーションサンアヤセ（足立区主催の「光の祭典」（12月）の連携イベントとして、商店街でも催し（イルミネーションアヤセ）を実施している。イトーヨーカドーや東急ストア等も商店街に加盟し、ともに取り組んでいる。）

八王子市・商店会への加入の依頼。商店街と共同のイベントの展開、中心市街地活性化基本計画策定への参加（基本計画については策定中） 以前は大型店＝敵視であったが、現在では共存共栄の考え方になってきている。

商店会活動への協力に向けた取り組みなど

北区・平成18年に「東京都北区商店街の活性化に関する条例」を策定した。条例の中で、区内に出店する大型店は、商店会や商店街連合会等と相互に協力し、共存共栄による活性化に努めることを明記している。

荒川区・産業振興条例で、商店会への加入・商店会の事業への協力を規定している。大規模小売店舗立地法では、対象となる店舗面積は1,000㎡超であるが、区要綱では、500㎡超として、より小規模な店舗についても事前協議等の対象としている。大規模小売店では、新規出店の8か月前までに届出を求めているが、区要綱では、1年前

として充実した協議等を行っている。

武蔵野市・大型店出店に際する商店会活動の周知の加入のあっせん。大型店に地域活性化協議会の会員となってもらい、地元商店街と大型店がともに地域全体を活性化させていくように協力関係を醸成できるような土壌作成に努めている。(市のまちづくり条例に基づく開発基本計画届出に対して行う各課協議の際に、上記のことを要望事項としてあげ、届け出者に対して依頼をしている。)

地域商品券へ個店よりも多く負担

三鷹市・三鷹むらさき商品券(市内共通商品券事業)市内で使用できる10%プレミアム付き商品券。当該商品券については、大型店と個店に区別なく使用することが可能。但し、商品券換金に伴う負担金の割合については、大型店は個店よりも多くを負担する。

その他

町田市・市の事業ではないが、中心市街地の複数の商店会と大型店で構成された組織「町田市中央地区商業振興対策協議会」が様々な事業を行っており、街全体の活性化に大きな役割を果たしている。

多摩市・多摩市企業誘致事業。多摩市街づくり条例に基づく取組

西東京市・平成21年度より「プレミアム商品券」事業を実施している。プレミアム商品券事業は、西東京商工会が主体である事業であり、西東京市からの補助金により実施している。市内の各商店、商店会、大型及びチェーン店を対象にした10%プレミアム付き市内共通商品券を販売(発行総額:2億2,000万円)することにより、地域経済及び商店会の活性化を図ることを目的としている。また、本事業に合わせ、市内の商店会で商品券発行記念イベントを開催し、そのイベントに対しても補助の対象としている。平成24年度の実施は未定。

墨田区・上記の商業活性化すみだプログラム推進事業で実施。

立川市・「立川駅まちづくり事業」については、24年度以降も引き続き継続予定。

調布市・プレミアム商品券発行事業(平成21年4月、平成21年11月 2回実施)
内容:500円券×22枚(1万1,000円分)を1万円で販売(10%のプレミアム付き)
総額 1億3,000万円 絆・ぬくもりがんばろう調布セール(平成23年12月実施)内
容:市内の参加店で500円以上の商品購入、又は1回の飲食・サービスを受けたお客さまに対しスクラッチくじを1枚配布。当選金額(500円、100円2種類)の同等の金券としてその場で使用できる。賞金総額 1,200万円

以上